公正採用・雇用促進会議　職業能力開発専門委員会　設置要綱

１　委員会の目的

職業能力開発校等の就職の機会均等を保障し公正な採用選考を推進することにより、就職における同和問題をはじめとした人権問題の解決を図るとともに安定した雇用を促進するため、以下の事項について研究協議する。

(1) 差別事象の事実調査と指導に関すること。

(2) 公正な採用選考の啓発に関すること。

(3) 就職関係書類等の取扱いに関すること。

２　委員会の構成

委員会の構成員は、次の機関から推薦された代表者１人をもってこれにあたる。

(1) 一般財団法人　大阪府人権協会

(2) 大阪府人権教育研究協議会

(3) 大阪市人権教育研究協議会

(4) 大阪府立学校人権教育研究会

(5) 一般社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター

(6) 大阪企業人権協議会

(7) 大阪同和・人権問題企業連絡会

(8) 一般社団法人　公正採用人権啓発推進センター

(9) 大阪府職業技術専門校長会

(10)大阪労働局職業安定部職業対策課

(11)大阪府府民文化部人権局人権擁護課

(12)大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課

なお、構成員以外の有識者等から意見を受ける場合は、座長の承認を得たうえで、臨時的に上記の委員以外の者を構成員に加えることができる。

３　委員会の開催

(1) 委員会に座長を置く。座長は構成員の互選による。

(2) 委員会は年２回開催し、座長が招集する。

(3) 委員会の日常の業務は、座長が別に指名するものがあたる。

４　その他

　　委員会の庶務は、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課において行う。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和２年８月１９日から施行する。